

従業員の方の 労災保険と雇用保険 のご加入は

おまかせください

青色申告会が面倒な手続きを代行します

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、労働者が安心して働く職場づくりと事業主が安定した経営を行うため、国が管理運営している強制的な保険制度です。

労働者を一人でも雇っている事業主(農林水産業の一部を除く)は必ず加入手続きを行い、保険料を納付しなければなりません。

Q 労災保険とはどんな保険?

- A 労災保険とは簡単に説明すると、仕事中や職場に向かう通勤中に事故や災害にあった場合にお金がもらえる制度です。ここでいう「事故」とは、「ケガをした」「病気になった」「ケガをして体に障害が残った」「死亡した」などが含まれます。



Q 雇用保険とはどんな保険?

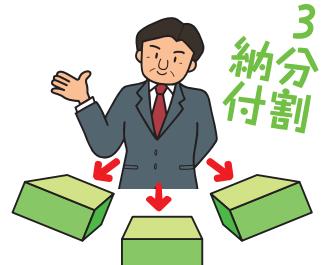
- A 雇用保険とは、民間の会社で働く人が、何らかの理由で働けなくなり失業状態となった場合に、再就職するまでの一定期間、一定額のお金を受け取ることができる保険の事です。雇用保険とは失業保険と呼ばれることもあります。

→ 事務手続きを委託できる事業主の方は

常時雇用する労働者の総数が、300人以下(卸売業・サービス業は100人以下、小売業・金融保険業は50人以下)の事業主であれば、委託することができます。

→ 事務手続きを委託するメリットは

- 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理します。
事務処理の負担が大幅に軽減されます。
- 労働保険料は、年1回払いが原則ですが、3回に分けて納付することができます。
- 従業員(アルバイトを含む)のいる事業主さんや家族従業員の方も、労災保険に特別加入する事ができます。



労災保険の特別加入制度もあります!

労働保険に加入できない事業主、自営業、家族従事者、その他「労働者」でない方に、特に労働者に準じて保護することが適当と認められる一定の方に対して、特別に任意加入(特別加入制度)ができます。

この制度を利用するには、労働保険事務組合に事務処理を委託する必要があります。

加入手続きに関するご相談は

柏青色申告会 **7165-1191** まで

柏青色申告会は 厚生労働大臣の認可を受けた 労働保険事務組合です

事業主に代わって、労働保険の加入手続き、保険料の申告納付や各種届出書に関する事務手続を所定の手数料でおこないます。